

寄附のおねがい

音楽や演劇、写真、福島市の歴史など文化活動の支援や古関裕而氏の資料展示等を行う文化振興事業、身体や心の癒しを支援する健康増進事業など、(公財)福島市振興公社の行う公益目的事業への寄附をお願いします。

公益目的事業とは、公益財団法人が内閣府公益認定等委員会により、公益性があることを認定された事業を言います。また、公益財団法人への寄附には、税法上の優遇措置があります。

◎わたしたちが行っている公益目的事業

- ・音楽や演劇、写真、福島市の歴史など文化活動の支援や古関裕而氏の資料展示等を行う文化振興事業
- ・勤労者の余暇活動等を支援する労働福祉事業
- ・プール教室などの健康増進事業
- ・公共施設の利用促進による地域の活性化を目的とした地域振興事業

◎お願いする寄附金

【個人様】・・・1口 2,000円

【法人様】・・・1口 10,000円 で、

公益目的事業全般への寄附をお願いいたします。

寄附申込書のダウンロード [Word\(17KB\)](#) [PDF\(99KB\)](#)



◎寄附金の使いみち

- ・公益目的事業のいずれかに充当させていただきます。

◎寄附金の税制優遇

当公社への寄附は税制上の優遇措置を受けることができます。

【個人様の場合】

所得控除が受けられます。

【法人様の場合】

一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金の参入が認められます。

※詳細は、所轄の税務署などにご確認ください。

◎申込み方法

所定の寄附申込書に必要事項を記入の上、E-mail または FAX、郵送にてお申し込みください。

◎寄附をお断りする場合

寄附者が、公社が定める事業への用途以外に寄附金へ条件を付す場合は、寄附金をお断りしています。

【お断りする例示】

- ・寄附者が寄附金の対価として何らかの利益又は便宜を求める場合
- ・寄附者が寄附金の経理について監査を求める場合
- ・寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消す等の条件が付されている場合
- ・寄附者が反社会的勢力の維持運営に協力又は関与している場合 etc.

◎問合せ等

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先に連絡をお願いいたします。また、この募集以外での寄附金をご希望の場合は、問い合わせ先に確認をお願いいたします。

[\(公財\)福島市振興公社寄附規程 PDF\(150KB\)](#)

【問合せ先】(公財)福島市振興公社 総務課

〒960-8117 福島市入江町1-1

☎024 (531) 6215 fax. 024 (531) 5021

E-mail soumuka@f-shinkoukousha.or.jp